

35 第一大学区第一番中学生徒菊池武夫处分に付達

〔明治六年三月二十日〕

其学生徒菊地武夫義其地方庁より別紙甲印写之通り申出候間別
紙乙印之通相達候条此段為心得相達候也

明治六年三月廿日

第一大学区一番中学

文部省

当県貫属菊池武夫处分之儀ニ付伺

(欄外注記1)
当県貫属菊池武夫学資給貸之儀ニ付再応御達柄有之候段其親許
家産取調御届申上同人儀ハ当県おむて追々取糺候処全ク一時不
束之心得る再三御省へ歎願仕奉恐入候段別紙之通処置伺差出候
然レモ同人不束之所為其併差置候而ハ他ノ貫属取締ニも差響候
間厳密取糺可申咎ニ候得共未タ少年何之思慮も無之タ前段之次

第二立至候儀と被存候間向後心得方篤と相達此度ハ先此迄ニ而

其咎差免候様取計可然哉抑又是迄之所為を一々推究吃度处分可仕哉右ハ事由御省へ係リ候儀ニ付前兩条之内何れニ而も至急御指令相成候様仕度仍而同人处分伺書相添此段奉伺候也

明治六年三月十七日 岩手県七等出仕 山下方義

同 権参事 菅沼 武
同 権令 島 惟精

大木文部卿殿

岩手県

文部省

(欄外注記²)

私儀

(欄外注記¹)

〔〔朱印〕〕

(欄外注記²)

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

〔〔甲印〕〕

〔〔乙印〕〕

〔〔丙印〕〕

〔〔丁印〕〕

〔〔戊印〕〕

〔〔己印〕〕

〔〔庚印〕〕

〔〔辛印〕〕

〔〔壬印〕〕

〔〔癸印〕〕

(朱書)
〔乙印写し〕

其県士族菊地武夫義学資貸与再願一件ニ付尚厳密取調可申出旨
相達候處同人家産不相弁一時不束之申立いたし候趣仍而貸費差
止候條旨可相心得尤同人处分伺之義ハ當省より指図難相成候
得共少年何之思慮も無之より彼是不行届之義ニ有之候得ハ向後
心得方篤と相達し置候而可然被存候此段相達候也

明治六年三月廿日

文部省

〔〔文部省往復附直轄学校往復〕 明治六年丁、
〔〔A 8〕〕

昨壬申九月学資給貸之義文部省ニ願上候處御同省より私親許貧富
嚴密御取調相應之産業御座候者ニ付学資仕送相成候之旨御届相
成其後御同省より学資御貸渡不相成段被達候然所私義家許産業如
何程ニ候哉碇与不相弁唯一時杜撰之心隨を以自分よりハ第一大學
区一番中学ニ学資給貸之義再願仕候其趣ヲ以親長閑より其旨願上
候処御改儀を以給貸生徒検査法ニ照準難致ニ付給貸申立難相成
旨御達相成其段親許より申添私ニ於而御疾承知仕共畢竟不束之心
隨より文部省ニも再願出当中學監事三徳健道を以進達仕候より御序
ニ於而不容易御手數懸ヶ上候段家事向不案内ト御下申不束之所
為今更奉恐入候依之何分之御沙汰御所置被成下度奉願上候以上

三月九日

菊地武夫
(池)

岩手県出張所御中